

契 約 条 項

(複写機単価)

(基本的事項)

第1条 乙は、甲の使用に供するため甲の指定場所に複写機を設置し、複写機が常時正常な状態で稼働しうるよう定期的に点検・調整を行い、複写機に必要な消耗品を円滑に供給するものとする。

(秘密の保持)

第2条 乙は、契約内容の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(権利義務の承継)

第3条 乙は、この契約から生ずる債権を含むすべての権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合には、この限りでない。

(設置場所、設置台数、付属品及び設置機種)

第4条 設置場所、設置台数及び付属品は別紙仕様書のとおりとする。また、乙は、複写機を甲の指定場所において、仕様書等に定める日時までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）に使用できるよう引渡すものとし、甲の検査をもって設置完了とする。なお、複写機の機種変更等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ行うものとする。

(保守・消耗品供給)

第5条 乙は、複写機を甲が正常な状態で使用できるように設置場所にて点検、調整を行わなければならない。

2 前項の点検、調整にあたっては、乙は事前に甲と日程を調整したうえで、速やかに行わなければならない。

(保守・消耗品供給)

第6条 乙の責に帰すべき理由により使用開始日までに複写機を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内に納入する見込みがあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から複写機を納入した日までの日数に応じ、契約金額（単価契約にあつては単価に予定数量を乗じて得た積に消費税相当額を加算した額をいう。以下第12条、第15条において同じ。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下「利率」という。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

(消耗品等代金の支払方法)

第7条 消耗品等の代金（用紙代は除く）は、複写1枚あたりの金額（契約書表記単価額）に甲が確認した複写枚数を乗じて得た額とする。また、機器の点検・調整等で使用した枚数及び複写不良の枚数は、前記消耗品等の代金の計算に含めないものとする。

2 乙は、毎月末日をもって当該複写機の複写枚数を算定し、甲に対して前項の代金を書面により請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

4 甲は、甲の責に帰すべき事由により、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払いをした日までの日数に応じて、支払金額に前条第2項に定める利率を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(複写機及び消耗品の所有権)

第8条 複写機及び消耗品の所有権は、乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって、使用、管理しなければならない。

2 甲は、複写機及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど、複写機の原状を変更するような行為並びに消耗品を他に流用する行為をしてはならない。

(複写機の搬入・搬出・移動等)

第9条 複写機の搬入及び搬出は、乙が自己の負担において行うものとする。

2 甲は、設置場所を変更する必要がある場合には、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合、複写機の移動は乙が実施するものとする。

3 乙は、前項の規定により複写機を移動したときは、その費用を甲に対して請求することができる。

(保険)

第10条 乙は、複写機を対象として乙の費用で、動産総合保険に加入するものとする。

(一般的損害)

第11条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に複写機を納入しないとき、又は納入する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき理由により複写機が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。
- (6) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (7) 乙から契約解除の申し出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（履行部分があるときは契約金額から履行部分に対する契約金額相当額を控除して得た額の100分の10に相当する額）を違約金として甲に支払うものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(賠償の予定)

第15条 乙は、この契約に関して、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条第1項第2号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第16条 甲は、この契約が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約に該当する場合において、2年度目以降における甲の歳入歳出予算について減額又は削減があったときは、契約を変更又は解除することができる。

(複写機及び消耗品の返還)

第17条 前条又はこの契約が終了した場合、甲は複写機及び消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

(天災その他の不可抗力による契約内容の変更)

第18条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ甲又は乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(法令遵守)

第19条 乙は、この契約条項のほかに労働諸法令及び江東区契約事務規則を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約書の各条項若しくは仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証しとして本証書を二通作成し、甲乙各一通を保管する。